

NISA口座の金融機関の変更・再開設をされるお客様へ

1. NISA口座の金融機関の変更

(1) 年単位での金融機関の変更が可能になりました。

- これまでは、最長で4年間、NISA口座を開設する金融機関の変更はできませんでしたが、平成27年1月1日以後、年単位で金融機関の変更ができることとなります。
- 平成27年に金融機関の変更を希望されるお客様は、平成27年1月1日から平成27年9月30日までに、所定の手続により、金融機関を変更することができます(平成28年以降は(2)をご覧ください。)
- 金融機関の変更には、(3)の所定の手続・時間(最短で2~3週間)が必要となります。余裕をもって手続をお取りください。

これまでの、最長4年間、金融機関の変更が不可

金融機関 A

平成26年分

平成27年分

平成28年分

平成29年分

平成27年1月1日以後は、金融機関の変更が可能

金融機関 A

平成26年分

平成27年分

平成28年分

平成29年分

金融機関 B

平成27年分

平成28年分

平成29年分

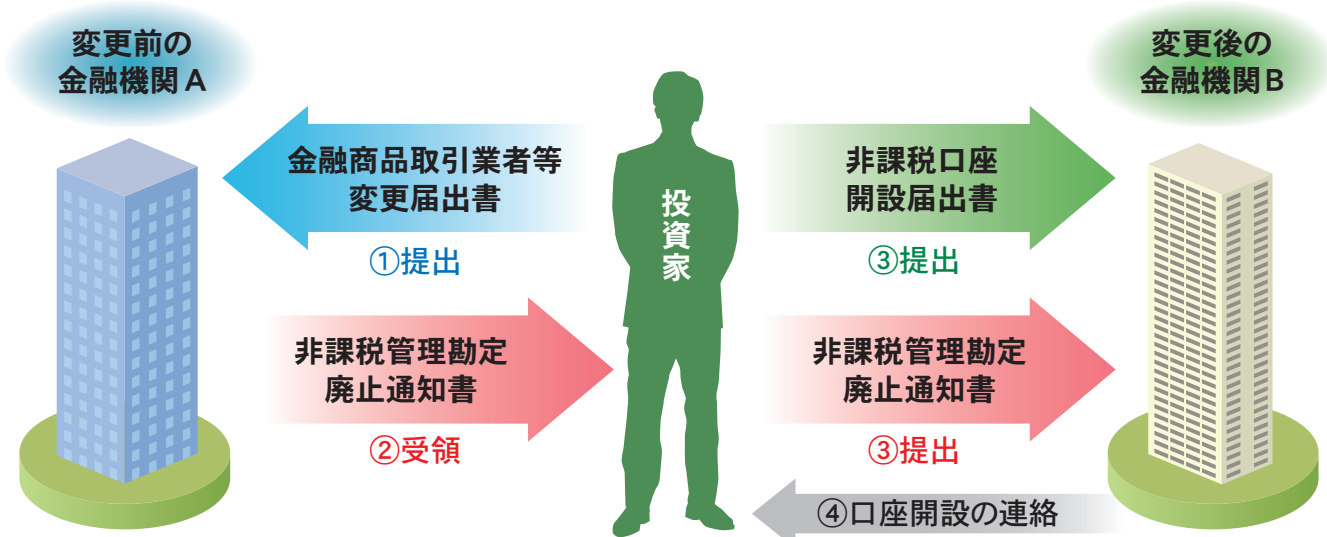
※変更しようとする年に、NISA口座で上場株式等の購入等があった場合は、その年は金融機関の変更はできません。特に、積立投資や株式投資信託の分配金の再投資などにより、変更しようとする年に購入等がないようにご注意ください。詳細は、証券会社等にご相談ください。

※金融機関を変更した場合、変更前の金融機関のNISA口座で購入された上場株式等は、引き続き、変更前の金融機関で非課税の適用が受けられます。

(2) 金融機関の変更ができる期間

変更しようとする年	変更開始	変更期限
平成27年	平成27年1月1日	平成27年9月30日
平成28年以降	変更しようとする年の前年10月1日	変更しようとする年の9月30日

(3) 金融機関の変更手続き



2. NISA口座の再開設

(1) NISA口座の再開設が可能になりました。

- これまでは、NISA口座が廃止されると、最長で4年間、NISA口座の再開設はできませんでしたが、平成27年1月1日以後、NISA口座の再開設ができることとなります。
- 出国により非居住者となった場合も、NISA口座が廃止されますが、平成27年1月1日以後は、帰国後にNISA口座の再開設ができることとなります。
- NISA口座を再開設して、投資を行う場合、その年の9月30日までに、(2)の手続が必要です。

これまでの、最長4年間、NISA口座の再開設が不可

平成26年分

平成27年分

平成28年分

平成29年分

✕ 口座廃止

✕ 再開設

平成27年1月1日以後は、NISA口座の再開設が可能

平成26年分

平成27年分

平成28年分

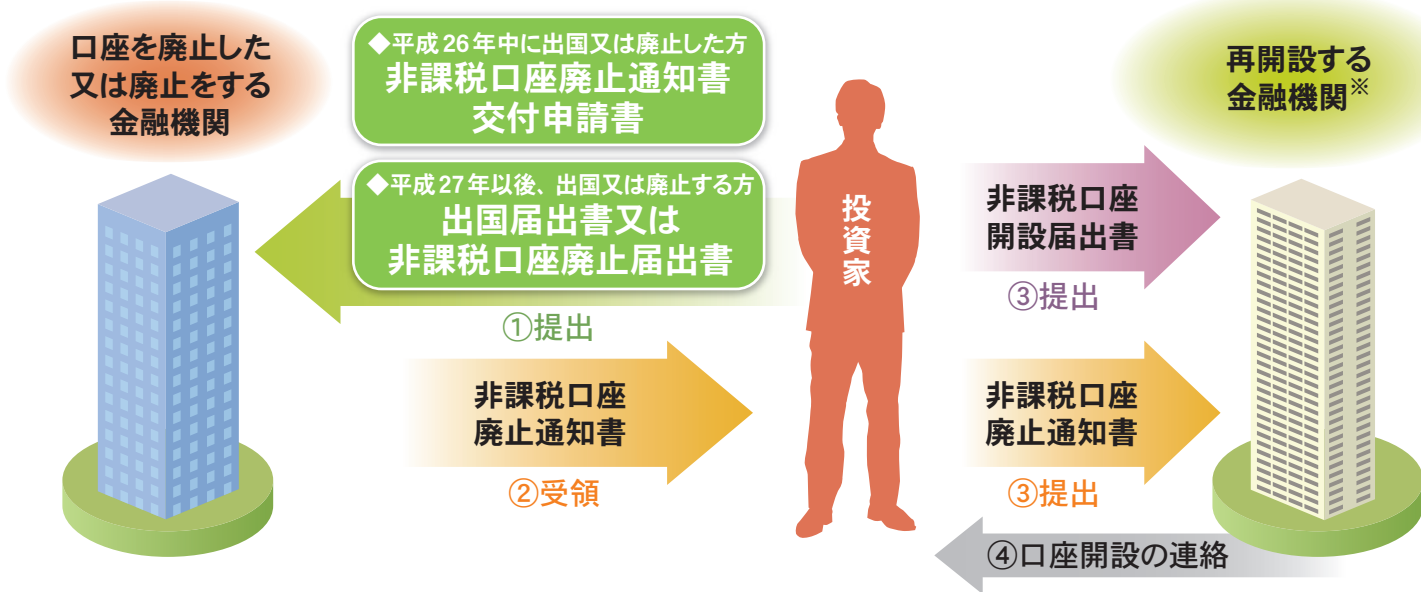
平成29年分

✕ 口座廃止

○ 再開設

※ 出国などでNISA口座が廃止された場合、口座を廃止するまでに購入等があった上場株式等は、口座廃止後は、非課税の適用は受けられません。また、これらの上場株式等は再開設した場合であっても、再開設したNISA口座に移すことはできません。

(2) NISA口座の再開設手続き



※元の金融機関だけでなく、他の金融機関に再開設することもできます。